

原子力災害対策編

第2部 災害応急対策計画

第1章 活動体制及び配備動員

1 原子力災害時の配備動員体制

配備体制	本部	配備の基準	配備要員
注意体制		異常情報の通報を受け防災監が必要と認めたとき	関係課(室)であらかじめ定めた職員
警戒体制	警戒本部	1 特定事象の通報があったとき 2 特定事象の情報を入手確認したとき 3 異常情報の通報を受け防災監が必要と認めたとき 4 岡山県鏡野町又は島根県松江市において震度4又は震度5弱の地震が発生したとき	防災局の職員及び関係課(室)であらかじめ定めた職員
非常体制(1)	対策本部(地方支部)	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 2 知事が必要と認めたとき 3 岡山県鏡野町又は島根県松江市において震度5強以上の地震が発生したとき	
非常体制(2)		知事が必要と認めたとき	全職員

特定事象・・・原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する基準または施設に係る異常

2 オフサイトセンターへの派遣

原子力災害発生時のオフサイトセンターの体制及び派遣要員は次のとおりです。

基準	O F C 体制	派遣要員	
		人形峠環境技術センター	島根原子力発電所
		上齋原オフサイトセンター (苫田郡鏡野町上齋原 5 1 4 - 1)	島根県原子力防災センター (松江市内中原町 5 2)
特定事象	現地事故対策連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中部総合事務所の職員(連絡調整要員) ・ 危機管理チーム長(現地事故対策連絡会議構成員) ・ 防災局、中部総合事務所、三朝町、警察、消防の職員(OFC機能班要員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部総合事務所の職員(先遣要員及び連絡調整要員) ・ 危機管理チーム長(現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会へのオブザーバー参加要員) ・ 防災局の職員(連絡調整要員)
原子力緊急事態	原子力災害合同対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副知事(原子力災害合同対策協議会構成員) ・ 危機管理チーム長(連絡調整要員) ・ 防災局、中部総合事務所、三朝町、警察、消防の職員(OFC機能班要員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災局の職員(連絡調整要員)

第2章 災害情報の伝達 / 防災局、福祉保健部、生活環境部、県警、市町村、消防局

人形峠環境技術センターで異常が発生したときは、センターから県・三朝町等に通報されます。

島根原子力発電所で異常が発生したときは、中国電力鳥取支社から県に通報されます。

県は、通報を受け必要な体制をとるとともに、関係する消防局、市町、県警などに連絡します。

第3章 災害応急対策の実施 / 防災局、福祉保健部、生活環境部、県警、市町村、消防局

原子力災害が発生したときは、オフサイトセンターに関係機関が参集し、災害応急対策を検討します。

県は、必要に応じ、オフサイトセンターを通じて国に専門家の派遣を要請します。(人形峠環境技術センターに係る場合のみ)

住民に対しては、迅速で分かりやすい広報を心がけます。

第4章 住民の防護 / 防災局、農林水産部、市町村、消防局

県は、オフサイトセンターでの検討結果等を参考とし、市町村に屋内退避や避難等の実施を指示します。

また、汚染状況により、飲食物の摂食制限、汚染農水産物の採取や出荷の制限等の措置について市町村に指示します。

第5章 放射線モニタリング実施の基本方針 / 防災局、福祉保健部、生活環境部

県(防災局)は、人形峠環境技術センターで特定事象・緊急事態が発生した場合、中部総合事務所(生活環境局)に緊急時モニタリングの実施を指示します。

県(防災局)は、島根原子力発電所で特定事象・緊急事態が発生した場合、西部総合事務所(生活環境局)に環境放射線モニタリングの実施を指示します。また、中部総合事務所(生活環境局)に、移動局による詳細な環境放射線モニタリングの実施を指示します。

第6章 救急・救助及び緊急被ばく医療活動 / 防災局、福祉保健部、市町村、消防局

原子力災害が発生したときは、総合事務所(福祉保健局)は、消防局、医療機関などの関係機関と連携し、市町村設置の救護所における被ばく医療活動について調整を行います。

消防局は、必要に応じて患者を初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関に搬送します。

第7章 災害復旧 / 県関係部局、市町村

県は、環境放射線モニタリングを実施した結果、放射性物質の残留等の影響が見られないときは、早期にその結果を評価し、安全宣言を発出します。